

入札ボンド

2億円以上で試行

農水省 運用方針を通知

農林水産省は、同省発注工事の入札ボンド制度を試行するため、運用方針などを5月31日付で全国の地方農政局に通知した。対象工事の規模については予定価格2億円で、京都府内（近畿農政

上とした。今後、国土交通省などの先行事例を参考にしながら内部用のマニュアルを作成した上で、発注作業に入る。本年度は数件に適用する方針で、京都府内（近畿農政

局と宮城県内（東北農政局）とで試行する案が挙げられている。対象工種などについては本省と地方農政局とで調整する。通知は「入札保証金の

徴を踏まえて細部の手続きを明確化する必要がある。発注実務者向けのマニュアルをまとめる。

入札ボンド制度とは、公共事業保証会社や損害保険会社などが入札参加前に建設業者の経営力・施工能力などを審査し、工事の履行を保証する仕組み。国交省は、本年度から適用範囲を予定価格7・2億円以上の全工種とし、合計200件以上に採用する計画だ。東日本

高速道路会社も、予定価格24・1億円以上の案件で本年度に試行導入する。自治体では、宮城、埼玉の2県が昨年度に試行。本年度には岩手、兵庫の2県も試行する見通し。秋田、福島、茨城、岐阜、各県や京都市、水資源機構などで検討が始まっており、多くの公共工事を抱える国交、農水の両省で取り組みが本格化すること、こうした動きがさらに加速しそうだ。